

佐賀県告示第 251 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病検査を実施する。

平成 28 年 4 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 実施の目的

牛海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第 2 項ただし書に該当する場合を除く。

4 実施の期日

平成 28 年 4 月 15 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 9 条第 2 項に定める方法による。

6 その他

検査の対象となる家畜の保管等については、ハラサンギョウ株式会社（長崎県東彼杵郡川棚町三越郷 51 番地 2）に委託する。